

第13回柏原市民総合フェスティバルにおける
河川敷スペースの活用及び有料観覧席に係る企画運営業務の提案事業者募集要項

1. 業務名

第13回柏原市民総合フェスティバルにおける河川敷スペースの活用及び有料観覧席に係る
企画運営業務

2. 業務概要

(1)提案事業者募集の目的

“人と人とのふれあいづくり”“地域の活性化”をテーマにした柏原市民総合フェスティバルを開催するにあたり、これからのアフターコロナの世の中に向かうべく社会的、経済的な復興を目指して新たな活力が湧くようなフェスティバル会場となる河川敷スペースの活用及びかしわら花火の有料観覧席の設置に関する企画に対する提案を広く募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定する事を目的としている。

(2)業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3)履行場所

柏原市役所前大和川河川敷緑地公園及び柏原市役所庁舎の指定区域 ※詳細は別紙「仕様書」参照

(4)契約期間

契約締結日から令和5年11月30日(木)まで

※フェスティバル開催日は令和5年11月4日(土)午前10時から午後9時【荒天中止】

(5)契約料

受託者は、河川敷スペースにおける出店希望者からの出店料等と有料観覧席の販売による収入を得ることができる。そのため、受託者は利益の20%を基準として協議のうえ契約料として委託者に納入するものとする。

3. 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体とする。ただし、単独もしくは共同企業体を構成する法人として、応募する法人は、他の共同企業体の構成員となり応募する等、重複した方で応募することはできない。

(1)業務の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(2)業務実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

- (3)業務実施に当たり出店希望者を募集する際には、製造、販売、営業等に関して、柏原市内で有効な許可等を有している者を選考すること。
また、出店希望者の募集に当たっても、下記(4)～(10)の項目を遵守すること。
- (4)柏原市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 27 号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(以下、「暴力団員等」という。)また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5)宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者等ではないこと。
- (6)法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7)PL 保険(生産物賠償責任保険)又はそれに準ずる保険に加入している者。
- (8)破産手続開始の決定を受けている場合は復権を得ている者。
- (9)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者。
- (10)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者。

4. 応募手続き等に関する事項

(1)質問の受付

- ①受付期間 令和 5 年7月10日(月)午後1時まで
- ②提出方法 電子メールにて要旨を簡潔に記載し、送信すること。なお、電子メールの件名は「第13回柏原市民総合フェスティバルにおける河川敷スペースの活用及び有料観覧席に係る企画運営業務(事業者名)」とすること。
※電話等での質問は受け付けない。
- ③回答 令和5年7月11日(火)に柏原市商工会ホームページに回答を掲載する。なお、質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとする。

(2)参加申込手続き及び企画提案書の提出

- ①本業務の受託を希望する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。
 - ア 誓約書・企画提案書(様式1.2)
 - イ 法人の場合・・・登記簿謄本又は登記事項証明書※1
共同企業体の場合・・・定款※1又は定款に類する規定及び役員名簿※2
 - ウ 印鑑証明書※1

エ 法人税、消費税など国税に関する納税証明書※1（「その3」又は「その3の3」）

オ 企画提案書（様式3）

・パンフレット、写真、イメージ図等の添付可

カ 収支予算書（様式自由）

・提案する事業全体の収支計画を記載すること。

・経費の詳細がわかるよう内訳を記載すること。

キ 実績報告書（様式自由）

・過去に類似事業の運営実績と実施体制を記載すること

※1 提出日前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)

※2 直近のもの(写し可)

②提出期限 令和5年7月14日(金)まで

③提出方法 郵送のみとする。なお、②の提出期限を必着とする。

5. 企画提案書の作成

(1)作成要領

①企画提案書の用紙サイズはA4とし、指定した様式(様式3)を用いること。

②仕様書及び別紙の会場図の内容を踏まえた企画提案を行い、次に挙げる事項については必ず記載すること。

ア 本業務全体の企画に関する提案事項

- ・業務全体の企画に関する事項
- ・SDGsに対する取組みに関する事項
- ・独自企画の提案に関する事項
- ・安全体制及び危機管理に関する事項
- ・業務スケジュールの実現性に関する事項
- ・公衆衛生の対策に関する事項
- ・業務の運営体制に関する事項

イ 河川敷スペースの企画に関する提案事項

- ・「別紙1」河川敷公園の図面を参考に、河川敷公園の指定区域で実施するフード等イベントについて必要な事項を記入し企画提案すること。(出店者、規模、内容、募集方法、設置設備等)
- ・実行委員会が指定するイベントスペース内の安全管理については、事故が起こらないよう受託者で実施し、運営スタッフの人数・役割・配置や混雑時の対応について企画提案書に記載すること。
- ・河川敷スペースでの安全管理として、特に河川への転落防止策について十分に配慮すること。

ウ 柏原市役所2階デッキ周辺に関する提案事項

- ・「別紙2」市役所2階デッキの図面を参考に、市役所2階デッキを活用した有料観覧席の企画運営について企画を提案すること。
- ・有料観覧席券の販売管理手法(販売、収受、払戻し、問合せ内容)について、販売は前売りで行う

- こと。また、転売防止対策を行うこと。
- ・委託者が指定するイベントスペースとしての市役所2階デッキ内及びデッキの進入路の安全管理については、受託者で実施し、企画提案書に記載すること。特にテラスへのよじ登りや転落、大階段への進入の防止策について十分に配慮すること。
- ・市役所2階デッキでの安全体制として、運営スタッフの人数・役割・配置について記載すること。

6. 選定及び契約に関する事項について

(1) 審査方法と選定結果

- ・応募資格を満たす者から提出された提案書等について、実行委員が審査を行う。
- ・評価表を用いて(2)の評価基準に基づき企画内容を審査・評価し、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として決定する。ただし、総計が最も高い者であっても、得点総計が満点の60%を越えない場合は、無効とする。
- ・応募者が複数者いない場合であっても、得点総計が満点の60%を越えない場合は、無効とする。
- ・選定結果は、選ばれた応募者にのみ通知し、異議は受け付けない。
- ・応募者によるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 評価基準

審査項目は企画提案書にそれぞれに配点(合計150点)を付したもので行う。

① 全体計画(配点 70 点)

- ・業務全体の企画に関する趣旨との整合性
- ・SDGsに対する特別な取組み
- ・独自企画の提案に関する事項
- ・安全体制及び危機管理に対する責任者の明記、人員体制や運営マニュアルの内容
- ・業務スケジュールの計画に対する実現性
- ・公衆衛生の対策に関する事項
- ・業務の運営体制に関する事項

② 河川敷スペースの企画に関する提案事項(配点 40 点)

- ・出店者、規模、募集方法、設置設備が明確であること。
- ・本要項及び仕様書の趣旨に沿ったイベント内容の企画であること。
- ・安全管理対策と危機管理対策に盛り込んだ提案であり、運営スタッフの人数、役割、配置、観客動線を考慮したレイアウトであること。
- ・安全対策として混雑時の対応及び河川への転落防止策を講じていること。

③ 柏原市役所2階デッキ周辺の企画に関する提案事項(配点 40 点)

- ・市役所2階デッキで実施する有料観覧席について本要項及び仕様書を基準にした席割を含めて利用者の満足度が高まることを目的とした企画提案であること。
- ・有料観覧席券の販売管理手法については、販売、払戻し、転売防止対策、問合せ対応、入退場の

制限方法など運営方法についても提案されていること。

- ・安全管理対策と危機管理対策においては、運営スタッフの人数、役割、配置が十分に有効と思われる提案であること。
- ・テラスへの進入や壁のよじ登り等の安全対策と危機管理対策の内容を盛り込んだ提案であること。

(3)欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・実行委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めること
- ・本事業に係る業務に協賛金を収めた場合
- ・応募資格要件を満たさなくなった場合
- ・提案書に虚偽の記載をした場合
- ・他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談すること
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4)契約締結

実行委員の審査において選定された受託候補者は、企画提案書に基づき、当実行委員会と詳細な内容について協議を行い、契約を締結する。

(5)スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和5年7月5日(水)
質問受付	令和5年7月5日(水)～10日(月)午後1時まで
質問に対する回答	令和5年7月11日(火)
誓約書及び企画提案書の提出期間	令和5年7月5日(水)～14日(金)
選定会議	令和5年7月中旬(予定)
選定結果通知	令和5年7月中旬(予定)
契約締結	令和5年7月下旬(予定)
会場準備・運営・撤去	令和5年11月3日(金)～5日(日) ※開催日は4日
業務完了	令和5年11月30日(木)まで

7. その他留意事項

(1)提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2)提出されたすべての企画提案書は返却しない。

(3)応募資格要件を満たさなくなった場合及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とする。

(4)提出された企画提案書は、本事業以外に提案者に無断で使用しない。

(5)提出期限を過ぎての企画提案書の提出は認めない。また、期限後の提案書の差替え及び再提出についても認めない。

(6)リスク等の分担に関しては、別添の分担表を参考にすること。

8. 提出先、問い合わせ先

〒582-0007 柏原市上市1-2-2 アゼリア柏原 5 階

柏原市民総合フェスティバル実行委員会事務局(柏原市商工会内)

(土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時15分)

電話:072(972)0881 FAX:072(973)1201

電子メールアドレス:festival@kashiwara-good.org